

### 3. 必要な手続

#### ● 今後、年金記録が訂正される方

記録の訂正の手続以外に特別の手続は必要ありません。

年金記録の訂正に合わせて自動的に手続を行い、5年を経過した分の年金額をお支払いします。

#### ● 既に、年金を受給開始後に年金記録が訂正されている受給者の方

・できる限り簡単に手続をしていただけるよう、あらかじめ必要な記載事項を印字した用紙を順次発送いたします。(平成19年9月～)

・**今すぐ手続をしていただくこともできます。その場合には、お近くの社会保険事務所に、必要な書類をご提出(または郵送)していただきますようお願いいたします。**

※郵送で手続をされる際に必要となる用紙は、下記のお問い合わせ先からお取り寄せいただくか、社会保険庁ホームページからプリントアウトしていただきますようお願いいたします。

※お手続からお支払いまでの期間は、2～3ヶ月程度です。

お支払いの前に、審査結果・振込等のお知らせをいたします。

### 4. お問い合わせ先

手続方法など、詳しくは、下記までお問い合わせください。

なお、社会保険庁ホームページ (<http://www.sia.go.jp/>) でも詳しい制度内容をご案内しております。

#### ● 窓口(お問い合わせ及び手続の窓口)

お近くの社会保険事務所

#### ● 電話

ねんきんダイヤル(0570-05-1165)または、社会保険事務所

国民年金の保険料は、14,100円(平成19年度)ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が「免除」、「一部納付」または、「猶予」される制度があります。

免除制度は、次の3種類です。

#### ① 免除(全額免除・一部納付)申請

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が全額または一部が免除されます。

#### ② 若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

#### ③ 学生納付特例申請

学生の方で、本人の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

※学生の方は、①②の申請はできません。

### 離職(失業)による 保険料免除をご存知ですか?



☆免除の承認は、被保険者・配偶者及び世帯主の前年の所得を基準に決定されることとなっていますが、失業等により現在収入がない場合には、特例により認められる場合がありますので、印鑑及び失業していることが確認できる雇用保険受給者証等をご持参の上申請してください。

年金だより

## 国民年金保険料免除制度をご利用ください!

住民税務課(住民チーム) 電話 0994-22-3042  
住民生活課(民生チーム) 電話 0994-25-2511  
鹿屋社会保険事務所 電話 0994-42-5121

	納付額	承認期間
全額免除 納付猶予	0円	平成19年7月分 から 平成20年6月分 まで
1/4納付 (3/4免除)	3,530円	
1/2免除 (半額免除)	7,050円	
3/4免除 (1/3免除)	10,580円	